第百四十四条の二第二項中「、船員が育児休業する期間中において、当該船員に対し、自ら定めた額の給付金を三箇月以上の期間にわたり支給する事業主」を削り、「及び第九項第一号イ」を「及び同条第七項第一号イ並びに第百十八条の三第六項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ、同項第四号イ並びに同条第七項第一号イ」に、「、同条第四項第一号イ並びに同条第七項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ、同項第四号イ及び同項第六号イ、附則第十五条の九第二項第一号イ、ハ及びニ」を「並びに同条第四項第一号イ、附則第十五条の九第二項第一号イ、ハ及び同号ニ」に改め、「、第百十七条第二項第一号ロ中「第五条」とあるのは「第五条（同法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と」及び「、附則第十七条の四第一項中「同号ロ中「育児・介護休業法第五条」とあるのは「同号ロ中「育児・介護休業法第五条（同法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「とあるのは「育児・介護休業法第五条」とあるのは「とあるのは「第五条（同法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）」と」を削る。

附則第十五条第二項第二号イ中「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、第百十条の二第一項の受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」に改め、「地域求職者雇用奨励金、」を削り、「、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金若しくは地域貢献活動雇用拡大助成金」を「若しくは地域再生中小企業創業助成金」に改め、「介護基盤人材確保等助成金若しくは介護未経験者確保等助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（同条第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」に改め、「、地域求職者雇用奨励金」を削り、同条第六項中「、特定就職支援対象被保険者」の下に「、受給資格者創業支援対象被保険者」を加え、「又は介護人材確保対象被保険者」を「又は障害者雇用促進対象被保険者」に、「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、当該雇い入れられている受給資格者創業支援対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金」に改め、「地域求職者雇用奨励金」を削り、「、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金若しくは地域貢献活動雇用拡大助成金」を「若しくは地域再生中小企業創業助成金」に改め、「、当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保等助成金若しくは介護未経験者確保等助成金」を削り、「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは地域求職者雇用安定奨励金」に改め、「、介護人材確保対象被保険者」を削り、「、当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保等助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」を削り、「又は難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」を「、介護人材確保対象被保険者」を削り、同条第七項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、同条第八項中「発達障害者雇用開発助成金又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金又は精神障害者雇用安定奨励金」に、「以下同じ。）」と、「又は当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」とあるのは「、当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」とあるのは「以下同じ。）」と、「又は当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」とあるのは「、当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」を、「又は精神障害者雇用安定奨励金」に、「、難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、精神障害者雇用安定奨励金」に、「中安金出向対象被保険者」と、「又は当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」とあるのは「、当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」を「中安金出向対象被保険者」と、「又は当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」とあるのは「、当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」を「中安金出向対象被保険者」と、「又は当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」とあるのは「、当該雇い入れられている障害者雇用促進対象被保険者に係る発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、同条第九項中「介護雇用管理制度等導入奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第三号」を「第百十八条の三第六項第三号」に改め、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第十項中「介護雇用管理制度等導入奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に改め、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削る。

附則第十五条の二第一項中「附則第十五条第二項」を「前条第二項」に、「附則第十五条第二項第二号イ」を「前条第二項第二号イ」に、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」とあるのは「緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」に、「精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）」を「職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）」に改め、「実習型試行雇用奨励金」の下に「、附則第十五条の十一第一項の正規雇用奨励金」を加え、「附則第十五条第六項」を「前条第六項」に、「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「受給資格者創業支援対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金」に、「特定就職支援対象被保険者」を「受給資格者創業支援対象被保険者」に、「附則第十五条第七項中「緊急就職支援者雇用開発助成金」とあるのは「緊急就職支援者雇用開発助成金」を「前条第七項中「受給資格者創業支援助成金」とあるのは「受給資格者創業支援助成金」に改め、同条第二項中「附則第十五条第八項」を「前条第八項」に改め、同条第三項中「附則第十五条第二項第二号」を「前条第二項第二号」に改め、同条第四項を削る。

附則第十五条の九第二項第一号ロ中「附則第十七条の七第二項第一号ロ(1)に規定する」を削り、同条第三項中「地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、中小企業雇用安定化奨励金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に、「第百十八条の三第六項第一号」を「第百十八条の三第七項第一号」に改め、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第四項中「地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、中小企業雇用安定化奨励金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に改め、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第五項中「介護未経験者確保等助成金」を「職場支援従事者配置助成金」に改め、「職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第六項を次のように改める。

附則第十五条の十第三項中「四万円」を「十万円」に、「三箇月」を「六箇月」に改め、同条第四項中「介護未経験者確保等助成金」を「職場支援従事者配置助成金（第百十八条の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第九項中「介護雇用管理制度等導入奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第三号」を「第百十八条の三第六項第三号」に改め、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第十項中「介護雇用管理制度等導入奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に改め、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削る。

附則第十五条の二第一項中「附則第十五条第二項」を「前条第二項」に、「附則第十五条第二項第二号イ」を「前条第二項第二号イ」に、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」とあるのは「緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「受給資格者創業支援助成金（同条第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）」に、「精神障害者雇用安定奨励金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）」を「職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）」に改め、「実習型試行雇用奨励金」の下に「、附則第十五条の十一第一項の正規雇用奨励金」を加え、「附則第十五条第六項」を「前条第六項」に、「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「受給資格者創業支援対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金」に、「特定就職支援対象被保険者」を「受給資格者創業支援対象被保険者」に、「附則第十五条第七項中「緊急就職支援者雇用開発助成金」とあるのは「緊急就職支援者雇用開発助成金」を「前条第七項中「受給資格者創業支援助成金」とあるのは「受給資格者創業支援助成金」に改め、同条第三項中「附則第十五条第二項第二号」を「前条第二項第二号」に改め、同条第四項を削る。

附則第十五条の九第二項第一号ロ中「附則第十七条の七第二項第一号ロ(1)に規定する」を削り、同条第三項中「地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、中小企業雇用安定化奨励金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に、「第百十八条の三第六項第一号」を「第百十八条の三第七項第一号」に改め、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第四項中「地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を削り、「介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金、中小企業雇用安定化奨励金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に改め、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の下に「、正規雇用奨励金」を加え、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第五項中「介護未経験者確保等助成金」を「職場支援従事者配置助成金」に改め、「職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第六項を次のように改める。